

「川崎市新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画」を改定するとともに 医療従事者等の方に追加接種の接種券を発送します

令和3年11月16日に公布された「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」等により、12月1日から、新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）を実施することが決定しました。

これを受けて、「川崎市新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画」を改定するとともに、追加接種の接種券の発送日等を決定しましたのでお知らせします。

1 「川崎市新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画」の改定

引き続き、安全かつ確実に、可能な限り速やかに、希望する全ての市民にワクチンを接種できる体制を構築します。

(1) 追加接種の対象者等

- ・本市の区域内に居住する18歳以上の方
- ・2回目接種から標準的には8か月以上の間隔をあけて、1回の追加接種を実施

(2) 追加接種の体制

- ・住民を対象とした接種は、身近な地域の医療機関で実施する「個別接種」を基本に、「集団接種」や「巡回接種」を組み合わせて実施
- ・医療従事者等への接種は、勤務先の医療機関等における個別接種を中心に実施

(3) 追加接種に関連する取組

- ・医療従事者等への追加接種の調整と実施に向けた支援
- ・市民に対する情報提供（情報提供、相談対応、転入者等への対応） など

2 追加接種の接種券の発送

(1) 初回の発送対象者及び発送日等

対象者：令和3年4月までに2回目接種を受けた18歳以上の方（主に医療従事者の方）
約9,000人

発送日：11月19日（金）

(2) 次回以降の接種券の発送予定

今回は、令和3年5月に2回目接種を受けた18歳以上の方を対象として、令和3年12月に発送する予定です。

以降は、2回目接種から概ね7か経過後に、対象となる方に接種券を発送します。

(3) 2回目の接種後に転入された方等への接種券の発送

2回目接種後に他自治体から川崎市に転入された方は、追加接種の接種券を発送するための手続きが必要となります。手続き方法は、決定次第、川崎市ホームページ等でお知らせします。

【問合せ先】

川崎市健康福祉局保健所
新型コロナウイルスワクチン調整室 神庭（かにわ）
電話：044-200-1085